

第18回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和8年3月25日（火）午後1時22分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第18回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 地域計画の変更に係る意見の決定について

<報告事項>

報告第1号 認定電気事業者による事業計画について

報告第2号 専決処分の承認について

(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）

の決定について（2月利用権）

報告第3号 専決処分の承認について

(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付（案）

の決定について（3月利用権）

報告第4号 専決処分の承認について

(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）

の決定について（3月利用権）

その他

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	石渡 貴教		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

5番 井上 昇

6番 堀井 武司

【開会】 午後1時22分	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第18回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、5番 井上昇委員と6番 堀井委員をお願いいたします。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。</p> <p>では、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第5条の規定による許可申請は5件です。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p>譲渡人は東大道在住の●●さん、譲受人は西大道在住の●●さんです。申請地は東大道●●、現況は畑で、面積364㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料の1ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、2ページは現地の様子、3ページから4ページにかへは施設図および配置図を付けております。当該農地では新築住宅の建設を計画しております。次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料5ページをご覧ください。まず、右側の立地基準は(D)第3種農地の「ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公共施設の整備状況が一定程度に達成している」もので「②概ね500m以内に、2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設が存在する」ことが要件とされており、申請地は上水道、下水道ともに接する道路に埋設されており、500m以内には南条中学校の教育施設および山本内科医院の医療施設が存在していることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の許可方針は「原則許可できる」となっており、許可は可能です。また、一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、議案書に戻っていただき、1ページの②から2ページの⑤までは関連するものですので、まとめてご説明いたします。</p> <p>資料の6ページをご覧ください。次の案件は「電気事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地等の転用の取扱いについて」でございまして、黄色マーカーで引いてございます。「1 次の敷地の用に供する場合は農地転用許可を要しない」とし、「(1)送電用又は配電用の施設」「(2)送電用又は配電用の電線等の架線に係るもの」については農地転</p>

用の許可を要せず、農業委員会への届出のみで農地の転用が可能とされるものです。

しかし、今回の案件は「高速道路の工事用の電力を供給していたが、LEDへの変更が進み電力の需要が不要となったことから、鉄塔および電線の撤去を行うための工事に伴う農地の転用」というものでして、資料の8ページの質問票には黄色マーカーの部分の「記2「送電用施設の建て替えを行う際に、新たな施設の設置から既存施設の撤去までを一連の事業計画のもとに実施する場合」とされていることから、送電用施設の建て替えを伴わないものであって送電用施設の撤去のみを行う場合は、該当しないと判断してよろしいか」という質問に対して国は「施設の撤去のみを行う場合は許可不要の対象となりません」との回答であり、福井県にも確認したところ転用許可の手続きが必要とのことでした。資料の9ページをご覧ください。赤の○で囲ってある箇所、③⑥⑧⑩⑬の鉄塔が次にご説明する転用に関するものです。

まず、議案書の②の案件は、電気事業者である福井市の●●が鉄塔等の撤去工事を行うためのものでして、先ほど資料の9ページの③と⑩の鉄塔が燧と合波にございまして、10ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、11ページは現地の様子、12ページから13ページにかけては土地利用計画図を付けております。工事で使用する農地以外の部分では、引き続き耕作を続けるとのこと。燧は許可日から今年の9月30日まで、合波は10月15日までに工事を終え農地に復元して地権者にお返しする計画となっております。

次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料14ページをご覧ください。まず、右側の立地基準は(A)農用地区域内農地に該当いたします。ただし、今回は一時的な利用ですので許可は可能です。また、一般基準の判断については、該当するものはございません。

次に、議案書の③の案件は、先ほどと同じ電気事業者の工事で合波にある農地をドローン発着場として使いたいというもので、資料は15ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、16ページは現地の様子、17ページは土地利用計画図を付けております。また、こちらの農地は10月15日までに工事を終え農地に復元して地権者にお返しする計画となっております。

次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料18ページをご覧ください。まず、右側の立地基準は(E)第2種農地に該当いたします。許可方針としては「原則許可できない」とされており、電気事業者には他の土地への代替性を検討いただきましたが、他に適する場所を確保出来なかったため、やむを得ないと判断いたしました。また、一般基準の判断については、該当するものはございません。

次に、議案書の④の案件は、電気事業者は福井市の●●が今庄にある鉄塔および電線の撤去工事を行うためのものであり、資料9ページの⑥と⑧の箇所に該当するものです。資料は19ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、20ページは現地の様子、21ページから22ページにかけて土地利用計画図を付けております。また、こちらの農地は9月末までに工事を終え農地に復元して地権者にお返しする計画となっております。

次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料23ページをご覧ください。まず、右側の立地基準は(E)第2種農地に該当いたします。許可方針としては「原則許可できない」とされており、こちらも電気事業者には他の土地への代替性を検討いた

	<p>きましたが、他に適する場所を確保出来なかったため、やむを得ないと判断いたしました。また、一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、議案書の⑤の案件は、先ほどと同じ電気事業者が孫谷にある鉄塔および電線の撤去工事を行うためのものであり、資料9ページの⑱の箇所該当するものです。資料は24ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、25ページは現地の様子、26ページは土地利用計画図を付けております。また、こちらの農地は12月末までに工事を終え農地に復元して地権者にお返しする計画となっております。</p> <p>次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料27ページをご覧ください。まず、右側の立地基準は(A)農用地区域内農地に該当いたします。ただし、今回は一時的な利用ですので許可は可能です。また、一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>なお、議案書の②の燧と合波、⑤の孫谷の案件につきましては、農用地区域内の農地であることから、県の意見を聴く案件でございまして、4月に開催される県の常設審議委員会に上程し、その承認後に転用許可という形になります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、東大道の現地確認の報告を井上重治委員さん、お願いします。</p>
井上委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>3月19日に小不動委員と神戸委員、事務局長、事務局、私の5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>東大道の農地については、団地の一角にある土地であり、分譲が進められている区画でもあることから、許可するうえで、問題ないと判断できます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に電気事業者の案件の、現地確認の報告を小不動委員さん、お願いします。</p>
小不動委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>3月19日に先程の5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請農地はいずれも鉄塔がある農地や鉄塔に隣接する農地であり、転用申請する農地も必要最小限の面積であることから、許可するうえで、問題ないと判断できます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第2号 地域計画の変更に係る意見聴取の回答の決定について】	
議長	<p>次に、議案第2号「地域計画の変更に係る意見聴取の回答の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。別にお配りしている資料1をご覧ください。</p> <p>今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により地域計画の変更(案)について意見決定を求められています。</p>

	<p>主な変更内容としましては、新規認定事業者の参入による変更と、個人から法人化となったことへの記載の変更、営農組合の解散に伴う記載の変更、また、10年後の耕作者がいない白地についての変更等がございました。</p> <p>まず、新規認定事業者の参入による変更としましては、●●が設立され、荒井・八飯地区のうち、八飯地区を中心に耕作を行うということでの変更です。また、●●さんも新たに認定農業者となられ、橋立地区と宇津尾地区の地域計画に記載されました。それぞれの計画の後ろに新旧の目標地図を添付いたしました。</p> <p>次に、個人から法人化された事業者の記載変更についてですが、●●さんが株式会社●●●に、また●●さんが株式会社●●●に法人化され、関係する地区の地域計画を変更いたしました。</p> <p>次に、●●が解散したことにより、その後の耕作を●●が引き受けることとなったことへの変更です。こちらは湯尾地区の地域計画を変更いたしました。また、宇津尾区の●●さんも高齢を理由に耕作をやめられた為、●●と●●●に耕作を振り分けたことによる変更がございました。</p> <p>次に、白地として耕作者がいないとされた地区の地域計画の変更についてですが、二ツ屋地区の白地とされていた農地を●●が耕作を引き受けることとなったための変更となります。</p> <p>令和8年度からは、地域計画策定後、地域計画のブラッシュアップを強化するよう国や県からも言われておりますので、令和6年度で行ったような地域での協議を再度行っていく予定であります。その際には農業委員の皆様にもご出席いただき、ご意見等を頂きながらブラッシュアップを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、ご担当の地域の計画（案）をご確認いただき、質問等がありましたらお願いします。</p>
井上重治委員	<p>二ツ屋は2反未満の田ばかりで、耕作条件も悪く、中山間直接払いも貰えない地区です。担い手への助成がないと採算が合わない中山間地域では継続が難しいので支援していただきたい。今後、限界集落で農地の維持管理ができるのか、心配です。</p>
小不動産委員	<p>担い手の方たちから、「地域計画を策定しただけで、その後の協議がない」との意見があります。ぜひ、今後もブラッシュアップに力を入れて取り組んでいただきたい。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号に対し、「意見なし」と回答することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がないと認めます。本案件は「意見なし」にて回答することと決定いたします。</p>
【報告第1号 認定電気事業者による事業計画について】	
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告第1号「認定電気事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料は28ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用の許可は不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>先程の一時転用と違う点は、こちらは架線の張替工事による一時転用ということで、電</p>

	<p>線を撤去し、新たに電線を張り直す一連の工事については許可が不要となります。</p> <p>申請地は橋立●●の田、2, 116㎡ほか2筆で、面積合計6,841㎡です。事業目的は、電力線ほか張替工事でございます。</p> <p>この申請地は令和4年1月の農業委員会でもお諮りした案件で、定期的に張替が行われているということです。一時転用期間は今年の4月1日から令和9年3月31日までで、地権者の同意を得られています。</p> <p>申請地につきましては、28ページをご覧ください。赤色の線で囲ってある箇所が申請地でございます。工事対象の鉄塔は、申請地の真上にある山林部のものになります。29ページは平面図でございます。ヘリポートやドラム置き場などに使用される計画です。</p> <p>次に、資料の30ページをご覧ください。</p> <p>先程と同一の電気事業者による申請ですが、今回が初めての申請となります。申請地は先程の申請地の道を挟んで向かい側にある橋立●●の田、2, 243㎡です。こちらも電線の張替工事に伴う一時転用で、索道基地を設置し、使用するというものです。</p> <p>一時転用期間は今年の4月1日から令和9年6月30日までとなっております、地権者の同意も得られております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
【報告第2号 から第4号 専決処分の承認について】	
議長	<p>次に、報告事項につきまして、報告第2号から第4号までを一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず報告第2号についてご説明いたします。</p> <p>南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の31ページをご覧ください。利用権を設定する農地は合計410筆、645,960㎡で、借り手の耕作者は20名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和8年3月31日です。資料の32ページから43ページは契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>続きまして報告第3号についてご説明いたします。</p> <p>南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付（案）、こちらは耕作者のみが変更となる再貸付となります。促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の40ページをご覧ください。利用権の再貸付を設定する農地は合計60筆、98,305㎡で、借り手の耕作者は5名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和8年4月1日です。資料の45ページから46ページは契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>続きまして報告第4号についてご説明いたします。</p>

	<p>南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の47ページをご覧ください。利用権を設定する農地は合計32筆、39,248㎡で、借り手の耕作者は7名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和8年4月1日です。資料の48ページは契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>無いようでございますので、報告第2号から報告第4号は承認されました。</p>
【その他 令和8年度南越前町農作業標準料金について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。まず、令和8年度南越前町農作業標準料金について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料49ページをご覧ください。先月2月16日に令和7年度農業用機械等利用標準料金設定協議会を開催いたしましたので、確定した金額の報告ということで確認ください。水稻については昨年の算出方法と同様に、県の農業会議の伸び率を今年度の価格に掛け100円未満は切り捨てて料金を決定させていただきました。また、水稻以外については、令和7年度と同額といたしました。</p> <p>この標準料金は1区画おおむね30a程度の圃場整備がなされている10a当たりの料金ということで算定しており、南越前町は中山間地域で小区画の圃場が多いため作業がしにくいということで割増料金が設定されています。あくまでも目安として参考にさせていただいて、受委託者双方でよく話し合ったうえで料金を取り決めていただきたいと思います。</p> <p>本日の報告を踏まえ、3月26日町ホームページに、広報誌は3月25日発行のものに掲載して周知いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p>
【その他 令和7年度南越前町水田賃借料情報について】	
議長	<p>次に、令和7年度南越前町水田賃借料情報について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは水田賃借料情報について説明いたします。資料50ページをご覧ください。農業委員会では農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を広く公表することになっております。</p> <p>今回、令和7年3月から令和8年2月までに公告された農地の賃借料を集計したものでございます。南条地区の平均額は5,800円、最高額10,000円、最低額1,000円、データ数は563筆です。今庄地区の平均額は7,900円、最高額14,000円、最低額4,000円、データ数は267筆でした。河野地区の平均額は5,700円、最高額5,700円、最低額5,700円、データ数は16筆でした。</p> <p>集計については、使用貸借で設定された契約は含まれておりませんが、参考といたしまして、使用貸借のデータ数を記載してあります。南条地区は278筆、今庄地区は77筆、河野地区は0筆でございました。</p>

	水田賃借料情報につきましても、本日の報告を踏まえ、3月26日に町ホームページへ掲載して周知いたします。以上で、説明を終わります。
議長	はい。ありがとうございました。 何か質問がありましたらお願いします。 無いようでしたら、その他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。
【その他】	
事務局	はい。本日は、ありがとうございました。事務局からあと2点ございます。 まず1点目ですが、令和8年度農業委員会の目標についてです。資料51ページから53ページにかけてです。51ページをご覧ください。 (1)の農地の集積についてですが、①現状及び課題は、今年度末時点で集積率は68.7%でした。課題としましては水田区画が狭く、水はけの悪い農地や獣害被害による耕作条件の不利な地域での担い手への集積化・集約化が困難である、といたしました。次に②目標としては、集積の目標は福井県で統一されていて、「令和16年度までに集積率80%」とされています。当町としては令和7年度の集積率の目標を71%としております。令和7年度の特徴としましては、既に利用権設定されていた農地が獣害被害等の理由で解約されており、今後も耕作をリタイアする耕作者が増える予想しております。令和8年度は、新たに集積する農地もそうですが、利用権設定はしていないのだけれども、口約束等で別の方が耕作されている農地などを拾い上げて利用権設定に繋げる取組をして、集積率を少しでも目標に近づけるよう皆様のご協力をお願いしたいと思います。 次に(2)遊休農地の解消についてですが、令和8年度は既に遊休農地とされた農地について、非農地判断をして地目を変更したり、耕作が可能な農地は耕作者を探したりと、農地の解消について取り組んでいこうと思います。 次に53ページの2.最適化活動の活動目標についてですが、委員さん一人当たりの活動日数は8日とします。なかなか目標に達することが難しいですが、農地のパトロール以外に、先ほども申し上げました地域計画のブラッシュアップを図るための地域の協議の場を設けて利用権設定についての取組みに力をいれていければなと思っております。 次に、2点目ですが、令和8年度の農業委員会総会の日程(案)についてですが、資料54ページをご覧ください。この日程案を町のホームページに掲載して周知しようと思います。ご案内は以上です。
議長	ありがとうございました。これらのことについて、何か質問はございませんか。 無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、令和8年度初めての開催を来月5月に予定しております。事務局案といたしましては、5月25日(月)午後1時30分から ということをお願いしたいと思っております。場所につきましては、今回は、役場別館第1会議室で行いたいと思います。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。 以上をもちまして、第18回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
【閉会】 午後1時53分	